

内務省

十月七日

圖書課長

事務官

理事官

情報通信 郵便通信

東京廿社、大阪三社、愛知及福岡各四社 電話指導案

参考

貿易省設置ニ絡ム外務省内紛糾向題ニ際シテハ事實ノ

報道ハ差支無キモ時局柄筆致刺戟的ニ互リ又ハ誇大

ノ取扱ヲ為サザル様 記事編輯上特ニ御注意相成度。

(口頭注意)

(1) 社会面、記事写真ニ付特ニ注意サレ度。

(2) 本向題ニ関係スル外部、運動ニ関スル記事ハ之

ヲ掲載セハルコト。

八社

指導

通話先	通話日	受信者名	取扱者印	同盟	朝日	日日	讀賣	報知	國民	都	中外
東京 至自 三三三 三三三 三三三	東京 至自 三三三 三三三 三三三	東京 至自 三三三 三三三 三三三	東京 至自 三三三 三三三 三三三	東京 至自 三三三 三三三 三三三	東京 至自 三三三 三三三 三三三	東京 至自 三三三 三三三 三三三	東京 至自 三三三 三三三 三三三	東京 至自 三三三 三三三 三三三	東京 至自 三三三 三三三 三三三	東京 至自 三三三 三三三 三三三	東京 至自 三三三 三三三 三三三
10月8日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日
後前	後前	後前	後前	後前	後前	後前	後前	後前	後前	後前	後前
11時55分	0時1分	7分	10分	20分	25分	30分	30分	30分	30分	30分	30分
三浦	三島	綿貫	田岡	田丸	平藤	樽田	樽田	樽田	樽田	樽田	樽田
			野尻								

高野

手配票

香川	廣島	石川	新潟	北海道	宮城	福岡	愛知	大阪	警視廳	電話先
月 日 後前 時 分	月 日 後前 時 分	月 日 後前 時 分	月 日 後前 時 分	月 日 後前 時 分	月 日 後前 時 分	月 日 後前 時 分	10月 8日 後前 時 50分	月 日 後前 時 分	10月 8日 後前 時 50分	通牒日 時
						晴木	天野	金山	桶川	受信者 氏名
								野原		取扱者 印
各殖民地當該官		各廳府縣警察部長		發信先		電報手配		憲兵司令部		電話通報先
								東京都市遞信局		警電 一〇〇五番
月 日 後前 時 分		發信日 時		取扱者印		衆議院速記課		內閣情報部		通報日 時
						貴族院委員課		拓務省警務課		赤坂三六七番
月 日 後前 時 分		發信日 時		取扱者印		衆議院速記課		拓務省警務課		氏名
						貴族院委員課		拓務省警務課		赤坂三六七番

111

圖書課長

事務官

理事官

十月九日

内務省

東京八社非公式電話指導

貿易省設置=絡々外務省内紛糾問題=関スル記事

取扱=付テ=既=本日電話ヲ以テ記事編輯上注意方

申入置候處其ノ後事態益々悪化セルヤノ情報モ有之

候=就テ=一層慎重ナル記事取扱相成度

尚社會面記事寫真=付テ=特=御注意相成

度
重
示
申
入
候

内
務
省

八社

指導

通話先	同盟	朝日	日日	讀賣	報知	國民	都	中外
至自 〇〇 一〇 一〇 一〇 一〇 一〇	至自 〇〇 一〇 一〇 一〇 一〇 一〇	至自 〇〇 一〇 一〇 一〇 一〇 一〇	至自 〇〇 一〇 一〇 一〇 一〇 一〇	至自 〇〇 一〇 一〇 一〇 一〇 一〇	至自 〇〇 一〇 一〇 一〇 一〇 一〇	至自 〇〇 一〇 一〇 一〇 一〇 一〇	至自 〇〇 一〇 一〇 一〇 一〇 一〇	至自 〇〇 一〇 一〇 一〇 一〇 一〇
10月9日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日
1時 46分	1時 49分	1時 51分	1時 55分	1時 57分	2時 4分	2時 6分	2時	2時
受信者名 岡部崎	大島	野口	鈴木	秋山	佐々木	徳山	澁谷	
取扱者印								



内務省

圖書課長

事務官

理事官

十月九日

東京十九社電話指導案

貿易省設置問題ニ絡ミ外相ト政府

トノ間ニ対立アリト為スガ如キ事項ハ之

ヲ新聞紙ニ掲載セリト探報事編輯

上御注意相成之度

八社指導

通話先	同盟	朝日	日日	讀賣	報知	國民	都	中外
東京 至 三三 一五 一三	東京 至 三三 一五 一三	東京 至 三三 一五 一三	東京 至 三三 一五 一三	東京 至 三三 一五 一三	東京 至 三三 一五 一三	東京 至 三三 一五 一三	東京 至 三三 一五 一三	東京 至 三三 一五 一三
月	月	月	月	月	月	月	月	月
日	日	日	日	日	日	日	日	日
後前	後前	後前	後前	後前	後前	後前	後前	後前
3時	3時	3時	3時	3時	3時	3時	3時	3時
15分	15分	15分	15分	15分	15分	15分	15分	23分
受信者名	少栗	有武	少栗	地田	地田	井上	長子	藤川
取扱者印	共規	常	日	告生	那	那	那	那

八社指導

中外	都	國民	報知	讀賣	日日	朝日	同盟	通話先
至自 一五五 一五三	至自 一〇〇 九一	至自 五五七 五五〇	至自 〇〇四 五九三	至自 一一一 一九〇	至自 〇〇四 一一一	至自 〇〇四 一一一	至自 一一一 一一一	
月	月	月	月	月	月	月	10月	通話日
日	日	日	日	日	日	日	9日	時
後前	後前	後前	後前	後前	後前	後前	後前	
7時	7時	7時	7時	7時	7時	7時	6時	
20分	25分	15分	15分	10分	5分	1分	50分	
精久甫	福田	徳系	次長	湯淺	長島	三浦		受信者名
								取扱者印



圖書課長

事務官

理事官



東京八社非公式 電話指導案

貿易省設置ニ絡ム外務省紛糾問題ニ関
 又ル記事並ニ字真一取扱ニ就テハ 二層次電
 話ヲ以テ編輯上恠意方申入置候処ナルガ
 時向ニ鑑ミ 本報當局側ハ 碎表提出場
 面 若クハ 碎表記載場面 其他所謂 最後
 的 印象ヲ与フルガ如キ要旨ハ 一切之レヲ
 排シ 紙ニ掲セザル様 尚一層慎重ナル

中外	部	國民	報知	叢賣	日日	朝日	同盟	通話	社
至自 一五 五三	至自 三三 一〇 九一	至自 五五 五五 九〇	至自 〇〇 五五 六一 一一	至自 一一 一一 一一 九〇	至自 〇〇 三三 三三 一一	至自 〇〇 一一 四三 一一	至自 二二 一一 二二 五二	先通	八
月	月	月	月	月	月	月	月	通話	指
日後 9時 40分	日後 9時 37分	日後 9時 36分	日後 9時 35分	日後 9時 30分	日後 9時 21分	日後 9時 25分	日後 9時 20分	日	導
真梅	下村	鬼頭	三利	名川	境田	比佐	拓植	受信者名	
				守生				取扱者印	

207

圖書課長

事務官

理事官

十月十六日

内務省

神奈川県(塩入) 565.10

新聞記事取締ニ関スル件(神奈川県)

左記ノ通り管下各主要日刊社ニ電話指導相成度

記

DC4機ノ輸入ニ関シテハ航空局ヨリ発表

アル迄之ヲ新聞紙ニ掲載セサル様記事編輯

上注意相成度

圖書課長

事務官

理事官



東京朝日、東京日、讀賣、三社並公式電話指導

歐洲戰爭ニ関スル其吉利側ノ宣傳ト見ユ

ル一記事取扱ニ付テハ「量」ニ記事編輯上注意

方申入置候處今後宣傳ノ廣告ニ付テハ

特ニ慎重ナル御取扱相成度 廣告部ト御

連絡ノ上右廣告申込アリタル際「掲載前

十月十六日 田中事務官ノ指揮ニ依ル

内務省

二
御
連
絡
帳
度

内
務
省

(圖定規格 B5 判)

中外	都	國民	報知	勸賣	日日	朝日	同盟	通話	先通	社指	導	
至自 一五五三 一五六五 一五六一	至自 三三〇九 三三五七 三三一一	至自 五五五九 五五七〇 五五五五	至自 〇〇五五 〇〇六五 〇〇六一	至自 一一一一 一一一六 一一一九	至自 〇〇三三 〇〇三二 〇〇三一	至自 〇〇一一 〇〇一四 〇〇一一	至自 二二二五 二二二二 二二二一	至自 二二二五 二二二二 二二二一	至自 二二二五 二二二二 二二二一	月	日	時
月	月	月	月	7月	4月	10月	月	月	月	日	時	
日後前	日後前	日後前	日後前	日後前	日後前	日後前	日後前	日後前	日後前	日	時	
時	時	時	時	7時	7時	7時	7時	7時	7時	日	時	
分	分	分	分	53分	48分	45分	45分	45分	45分	日	時	
				吉川	中島	比佐				受信者名		
					吃也					取扱者印		

八社指導

圖書課長

事務官

理事官

東京八社非公式電話指導

十月十日

物資供給不足、問題ニ付テハ客月八日附シ以テ記事

編輯上注意方申入置候処最近、紙上(社會面

地方版、投書欄等)ニ於テ特ニ「飯米不足、問題

ニ関シ「米饑饉」米不足深刻等ノ字句ヲ使

用し其、他人心ニ不安、念ヲ字フルカ如キ記
事取扱ヲ爲ス節アリ 如斯ハ時局柄共、影
響大ナルヲ以テ斯、種記事取扱ニ関シテハ
当一層、中注意相成ス

二二 皇國軍用一(六)

◎物価騰貴と追加豫算提出

△大蔵省局の用意

明年度、既豫算は昭和十三年度の物
 価を基準として訂成せられたる事
 となつてゐるが、然し年度は十四年
 後半期の相場を基礎とし、かつ、
 之に若干の修正を加へ、熟慮せま
 るるの後に於ける物価の急騰に鑑み
 明年度豫算の不逞を以て、遂にせざる
 べからざる趣向を視せられたるに如し
 昭和十三年七月の豫算に於ては、
 有らざる

(六)

通話	同盟	朝日	日日	叢賣	報知	國民	都	中外
至自 二二 一一 二二 五五	至自 〇〇 一一 四三 一一	至自 〇〇 三三 三二 一一	至自 〇〇 三三 三二 一一	至自 一五 一一 一一 九〇	至自 〇〇 五五 六五 一一	至自 五五 五五 五五 九〇	至自 三三 一一 〇〇 九一	至自 一一 五五 五五 三一
10								
月	月	月	月	月	月	月	月	月
日後 前 時 分	日後 前 時 分	日後 前 時 分	日後 前 時 分	日後 前 時 分	日後 前 時 分	日後 前 時 分	日後 前 時 分	日後 前 時 分
坂井	川崎	山崎	山下	山崎	山崎	山崎	山崎	山崎
	山崎							

八社指導

通話先通話日時 受信者名 取扱者印

西平

山崎

内務省

圖書課長

十月三十一日

事務官

理事官

東京八社、大阪三社、愛知及福岡各四社
電話指導案

武漢省市政務連絡委員會設置

之関スル事項ハ当分、間之ヲ新聞紙

ニ掲載セザル様記事編輯上御注意

相成度

内務省

圖書課長

十月三十日午後七時受

事務官

理事官

昭白及メテ後、上指等ニト
ニ為山中佐ト打合

陸軍省情報部福山中佐電話

武漢地方ニ設置セラルル者市政務委員會ニ

團ニ親率ハ新中央政權トノ微妙ナル關係

アルヲ其高(陸軍省)ヲ其表スル迄一切

民衆運動ヲ含ム)掲載セシメザル様記

一、通郵指導(東京、大阪、地方、支那、愛知、福岡)

各日北(柳成度)

記

武漢省市政務科(連絡)委員會設置之圖云々

事項ハ書寫規則(當今ノ間)一書之三新聞

紙之掲載セザル種記事編輯上地位

意相成度

手配票

香川	廣島	石川	新潟	北海道	宮城	福岡	愛知	大阪	警視廳	電話 先話	
月 日 後前 時 分	月 日 後前 時 分	月 日 後前 時 分	月 日 後前 時 分	月 日 後前 時 分	月 日 後前 時 分	10月 3日 後前 5時 7分	10月 11日 後前 6時 10分	10月 3日 後前 7時 10分	10月 3日 後前 8時 10分	通牒 日 時	
						香川	市川	河川	東京	氏受 信者 名	
						取扱	取扱	取扱	取扱	取扱 者 印	
各殖民地當該官		各廳府縣警察部長		發信先		電報手配		電話通報先		電報通報先	
月 日 後前 時 分		發信日 時		取扱者印		貴族院委員課 村北 銀座 四一三一番		衆議院速記課 鈴木 銀座 三八九〇番		拓務省警務課 銀座 五五一三三九番 至五、一三九	
月 日 後前 時 分		發信日 時		取扱者印		內閣情報部 省內電話 五四〇番		東京都市遞信局 直通電話又ハ 赤坂三六七番		憲兵司令部 警電 一〇〇五番	
月 日 後前 時 分		發信日 時		取扱者印		屋上		菅野		小林	
月 日 後前 時 分		發信日 時		取扱者印		野原		野原		野原	

圖書課長

事務官

理事官

十月二日

内務省

東京八社、大阪三社、愛知福岡各四社、非公式電話指導案

本日内閣書記官長ヨリ外國米ノ輸入ニ関

シテ発表アリタルガ右発表ノ範圍内ニ於テ記

事掲載差支ナキモ輸入數量・買付値段

相手國等ヲ具體的ニ掲載セサル様記事編

輯上御注意相成度

手配票

香川	廣島	石川	新潟	北海道	宮城	福岡	愛知	大阪	警視廳	電話先
月 日後前 時 分	月 日後前 時 分	月 日後前 時 分	月 日後前 時 分	月 日後前 時 分	月 日後前 時 分	月 日後前 時 分	月 日後前 時 分	月 日後前 時 分	月 日後前 時 分	通牒日 時
						香川	北川	津田	坂本	受信者 氏名
						一	〃	〃	〃	取扱者印
各殖民地當該官		各廳府縣警察部長		發信先		電報手配		憲兵司令部		電話通報先
月 日後前 時 分		發信日 時		取扱者印		貴族院委員課 村北		衆議院速記課 木鈴		通報日 時
						拓務省警務課		內閣情報部		氏名
						東京都市遞信局		憲兵司令部		取扱者印
						省內電話 五四〇番		警電 一〇〇五番		
						直通電話又ハ 赤坂三六七番				
						自五、一三三番 至五、一三九番				
						銀座 三、八九〇番				
						銀座 四、一三一番				

農林技師 片山秀太郎

農林省米穀局内地課

外國米ノ買入

政府ハ十五米穀年販ニ於テ其供給數

量ノ確保ヲ圖ル爲メ外國米ヲ輸入ス

ルコトトシテ年配ヲ進メ日下進行中ナ

アル



農林省

洋罫紙

圖書課長

事務官

理事官

十月六日

内務省

東京十九社電話指導草案

米穀不足又ニ米價値上要求等ニ關聯シ米穀

商ノ一齊休業スルヤニ關スル件ニ時局柄悪影

響アリニ付之ヲ新聞紙ニ掲載セザル様記事

編輯上御注意相成度

逋信局(及川) 右〇、五七
 大 阪(市役所) 右一、二〇 (京都)
 大 阪(市役所) 右一、三〇 (山口)
 大 阪(市役所) 右一、二〇 (長崎)
 大 阪(市役所) 右一、二〇 (長崎)

内務省

大阪、愛知、福岡、長崎、廣島、山口、
兵庫、各府縣、参考、通牒

十一月六日

警視廳

一、本日午前十時代之本署管内

白米小売高

管内管内白米
小賣高

小井森三郎

外二十名

八所控代之本署ヲ訪向之、現在、白米、向屋買ノ化

入値 十四キ口 四圓七十五錢

賣値公定 四圓五十一錢

内務省

ニシテ二十四錢ノ損失ナルヲ以テ、十四キ口ニ在三十錢
方値上密認セラレタ久、然ラザレバ本日多ク休業又
ベシト陳情セリ、

警視廳ヨリ佐野保也其他同是ニ出張シ陳情
者ト認程中、ナルガ、本朝ハ既迄ニツ、アル様

様、

1514

圖書課長赤羽

事務官

理事官

十一月六日

東京八社、大阪三社、慶知及福呂各四社、米、公電、電話指導要案

今次ノ米價引上ニ關聯シ、津、終、貨、銀、其、他、旧、口、ノ、諸、物、價、ノ、引

上ヲ予測セシムルガ如キ、報、事、ハ、時、而、柄、悪、影、響、ヲ、ル、ニ、付、之

ヲ、新、南、紙、ニ、掲、載、セ、ホ、ル、様、報、事、降、解、上、御、為、意、相、次

度。

内務省

方波(山口)
 平知(南)
 御島(北)

中外	都	國民	報知	讀賣	日日	朝日	同盟	通話	先通	社指	導
茅場 至自 一五六 五五五 三三一	銀座 至自 三三三 一一一 〇〇九	銀座 至自 五五五 五五五 五九〇	丸ノ内 至自 〇〇五 五五五 六六一	京橋 至自 一一一 一一一 一一九	丸ノ内 至自 〇〇三 三三三 三三三	丸ノ内 至自 〇〇一 一一一 四三三	銀座 至自 二二二 一一一 二二二	電話 先通 社指 導	11月 6日 11時 0分	受信者名 取扱者印	
月 日 後前 11時 25分	月 日 後前 11時 45分	月 日 後前 11時 35分	月 日 後前 11時 25分	月 日 後前 11時 20分	月 日 後前 11時 15分	月 日 後前 11時 17分	11月 6日 11時 0分	受信者名 取扱者印			
子井	塚本	佐々木	玉利	中島	大西	大島	松地	受信者名 取扱者印			
坊也	若松			坊也	坊也		坊也	受信者名 取扱者印			

111

圖書課長

事務官

理事官

内務省

東京八社、大阪三社、愛知、福岡各四社、電話指導案

湖北省政府、成立ニ関スル記事、^採掲載、差支

ナキニ 武漢省市政務連絡委員会ニ関シ

テハ尚當分ノ間之ヲ新聞紙ニ掲載セザル

様記事編輯上御注意相成度

内務省

陸軍省情報部 福山中佐電話

十月七日午前十一時五十分受

湖北省政府成立の報道差支ナシ

但し武漢省市政務連絡委員会

ニ付テハ記事掲載セザル様

御取締方煩度

丙

月送受及號局議合									日月付受及號局管主
第	第	第	第	第	第	第	第	第	
號	號	號	號	號	號	號	號	號	
送受	送受	送受	送受	送受	送受	送受	送受	送受	
月	月	月	月	月	月	月	月	月	
日	日	日	日	日	日	日	日	日	

案起

昭和十四年十一月六日

施行 月 日

主任

局長

課長

事務官

經濟保身課長

換字號
內務省警保局圖書課長

警視庁特高部長
各庁府縣警署部長

新聞記事取締之関心件

警視庁(本) 八八三〇
警視庁(支) 八八三五
警視庁(支) 八八三五

日	
第	第
號	號
送受	送受
月 月	月 月
日 日	日 日

今次、米穀最高價格引上、聞レテ

ハ左記事項ニ留意、上記事項編

輯相成様管下各主要日刊社

ニ指導的懇談相成度

内 務 省

一、今次ノ米價引上ニヨリ低物價政策ハ破綻ニ

瀕セリト爲シ又ハ他ノ物價ノ値上ヲ主張シ

一般物價ノ騰貴ヲ豫測セシムルカ如キ記事

ヲ掲載セザルコト

二、今次ノ米價引上ニ因テ他ノ物價ノ値

上陳情又ハ任意ニ値上ニ要求運働ノ状

況ヲ掲載セザルコト

三、今次、公定價格ヲ以テ尚不為ナリト爲シ
更ニ價格ノ釣上ルヲ主張シ又ハ^{値上ルヲ}引削

スニ加キ記事ヲ掲載セザルニト

四、米價ノ引上ルハ國民生活ニ對スルニ重大

ナル圧迫ナリト爲シ國民ノ不平不協

ヲ醸成スル事爲アルニ加キ記事ヲ掲載

セザルニト

中外	都	國民	報知	叢賣	日日	朝日	同盟	通話
至自 一五五三 一五六六 一五五三	至自 三三〇九 三三〇九 三三〇九	至自 五五五九 五五五九 五五五九	至自 〇〇五六 〇〇五六 〇〇五六	至自 一一一九 一一一九 一一一九	至自 〇〇三三 〇〇三三 〇〇三三	至自 〇〇三三 〇〇三三 〇〇三三	至自 二二二五 二二二五 二二二五	至自 二二二五 二二二五 二二二五
月	月	月	月	月	月	月	月	月
日後前 8時 43分	日後前 7時 15分	日後前 8時 45分	日後前 8時 40分	日後前 9時 0分	日後前 8時 39分	日後前 9時 1分	日後前 8時 50分	日後前 8時 50分
佐之 田	三 井	佐 之 田	佐 之 田	佐 之 田	佐 之 田	大 島	佐 之 田	佐 之 田
佐 之 田	日 野	日 野	日 野	日 野	日 野	日 野	日 野	日 野

八社指導

通話先通話日時受信者名取扱者印

櫻園上等者
 七千通
 豊後(豊後) 三
 豊前(豊前) 三
 大分(大分) 三
 長門(長門) 三
 山口(山口) 三
 香取(香取) 三
 高知(高知) 三
 徳島(徳島) 三
 高松(高松) 三
 尾道(尾道) 三
 備前(備前) 三
 備中(備中) 三
 備後(備後) 三
 美濃(美濃) 三
 信濃(信濃) 三
 山陽(山陽) 三
 山内(山内) 三
 丹波(丹波) 三
 丹後(丹後) 三
 出雲(出雲) 三
 美作(美作) 三
 備前(備前) 三
 備中(備中) 三
 備後(備後) 三
 美濃(美濃) 三
 信濃(信濃) 三
 山陽(山陽) 三
 山内(山内) 三
 丹波(丹波) 三
 丹後(丹後) 三
 出雲(出雲) 三
 美作(美作) 三
 備前(備前) 三
 備中(備中) 三
 備後(備後) 三
 美濃(美濃) 三
 信濃(信濃) 三
 山陽(山陽) 三
 山内(山内) 三
 丹波(丹波) 三
 丹後(丹後) 三
 出雲(出雲) 三
 美作(美作) 三

米穀公定價格ノ値上ゲ問題ニ關スル新聞記事取締方針

1. 今次ノ米價値上ゲニヨリ低物價政策ハ破綻ニ瀕セリト爲シ又ハ
 他ノ物價ノ値上ゲヲ主張シ一殺物價ノ騰貴ヲ豫想セシムルガ如
 キモノ
 又ハ此等ノ豫想ニシテ
 2. 今次ノ米價値上ゲニ關聯スル他ノ物價ノ値上ゲ陳情又ハ賣金値
 上要求運動ノ狀況ヲ報道スルガ如キモノ
 3. 今次ノ公定價格ヲ以テ尙不當ナリト爲シ更ニ米價ノ釣上ゲヲ主
 張スルガ如キモノ
 4. 米價ノ値上ゲハ國民生活ニ對スル重大ナル壓迫ナリト爲シ國民
 ノ不平不滿ヲ醸成スル虞アルガ如キモノ

内務省

圖書課長

十一月九日



内務省

新潟、富山、石川、福井、参考運絡

今次米穀公定價格値上ニ伴、損失補償

陳情状況ノ記事、時局柄悪影響、

ルニ付地方状況如何ニヨリ國家補償

ノ予測或ハ大衆行動ヲ誘發煽動スル

カ如キ記事ノ取扱ヲテサハル様主要

日刊社 = 地方有限り 懇證相成度

内務省

福井縣

一、大野縣ハ田畠亦ニシテ米不足等ノ事實有テ今般ノ米價

値上上前四十万石ヲ關西方面へ移出シ居ルルカ今般ノ

値上ヨリ農家方面ハ重大ナル損失ヲ受ケヨリトナシ

縣下產業界連合ハ石川及富山各縣ノ同連合ト連絡協

議、上之ハ損失神濟ヲ農林當局ニ陳情スルヲ昨

内務省

内務省

八日代表七名ヲ上ニ奉ルニメタリ

ニ更ニ生産、配給関係者以外ノ方面ニ於テモ政府、措

置ヲ不考トシ對策協議會ヲ開設セリト云ハルガ如ク

當局ニ於テ之ヲ阻止シヨリ、

三、新聞取締ニ付テハ米價引上其他ノ物價引上運動

其他ノ物價引上運動
其レニ關シテ適宜指導等又為ス一方事前檢閲ヲ勸

行シツ、アリ。

高山县

一 陳情其地之動目下所十一

二 新南記事ニ付テ治安上問題トスルヲ九ノ十一

内務省

〔新潟県電報〕

新潟県

1. 米穀八十万俵、園取引ニテ荒置契
 約ヲ結ビ、約二十万俵、縣、新橋、
 ヲリ荒置契約成立シタル也。右同
 六日改訂米穀公定價格公表アリタ
 ル為、縣当局ニ於テ、荒置契約成
 立セルモ未ダ引渡シ完了セザルモ、
 二対シテ、お公定價格、ヨリ取
 引方總通中ナリ

新潟県

2

大日農（組合員）及出農（作田係）、
 子、所謂縣、新橋米ニ対シテ、
 公定價格ト曰公定價格ニヨル

等手係

3.

新 補償 要 求 書 有 り 予 報 告 会
居 首 長 官 兼 出 入 部 企 業 会
報 道 せ ら せ 農 会

大 日 叢 有 り 予 報 告 会 報 告 会
部 次 有 り 予 報 告 会 報 告 会
ル 天 總 務 部 文 書 課 報 告 会
レ 予 報 告 会 報 告 会 報 告 会

差 額 補 償 ス ベ リ ト 損 失 会 員
請 願 有 り 予 報 告 会 報 告 会
柄 搦 説 会 対 内 的 要 害 報 告 会
及 ボ ス 損 失 有 り 予 報 告 会 報 告 会
取 止 メ 請 願 有 り 予 報 告 会 報 告 会

内 務 省

内務省

ニ於テハ、軍ニ對シテ、黙ヲ守リ、積極的
運動ヲ為スガ如キ、急變ニ對シテ、無
尚、特高課長ニ在リテ、學界中
記者室ニ於テ、各社ニ對シ、口頭
ヲ以テ、一志記事、取扱上、注意ニ
置キタリ

以上

石川県

一、米穀出荷状況並に旧米穀公定価格差額事情状況
本県ノ県外移出ハ例年三〇万石

ニシテ本年ハ現在マデ三十一萬石

石ノ移出ヲ見オル状況ナリ

ソノ中、県割多富強制出荷

ハ二万七千石ニシテ産業者組合

内務省

内務省

ノ手ヲ通ジテ去レ之曰公告表ノ米

穀^{公定}價格決定以前ニ全出

荷ヲ見タリ 本出^荷ノ前公

定價格ニテハレシ^る産業

右^ノ公告^ノ定價格ノ発表アルヤ^否

キ^テ新^旧差額ノ損害ニ対シ

本九日組合員ノ代表五十名ハ

内務省

目録記号 = 面會之補償方ヲ

陳情之模様ナリ

岡強制出荷量以外 = 対ニテ

現在之 = 差セヨル空氣ナキ様子

ナリ

二、新聞記号可扱状況

右陳情状況 = 就テハ具体的運

内務省

勤王日誌生ヲ見こころト、テ

ク、此西夕刊新聞十一月十日付ク

刊ニテ、能美農會及信制出

荷、ヨシ米ノ損害補償、陳情ヲ

政府及官ニテ、サレトト題スルモ

一俵アリ、其俵モ、ヨリ所ニ就

テ、特高課ニテ、内閣ヨリモ、ナリ

圖書課長

事務官

理事官

十月九日

内務省

田中事務官、御指揮ニ依リ大要左ノ

如キ非公式電語指導ヲおせり

東京八社、大阪三社、愛知、福岡各四社、非公式電語指導案

本日伍堂商相ヨリ「特殊な賃銀生活者や下級

俸給者」について優遇方法を考慮しなければ

らぬといふにこれに關しては厚生省、大藏省や物價

委員會に於て連絡研究してゐる」一車中談アリ

タル趣ナルが右ハ公式ノ意思表示ト認めラレ、ニ付

内務省

特ニ今回限り商工大臣ノ談話トシテ掲載スルハ
差支ナキモ記事取扱ニ付テハ普通ノ御取扱
相成様

高談話ノ内容ニ付キ事實ト一致セザルモアリ、大藏省、厚
生省ニ於テハ未カ意旨決定セザル模様ナルガ決定発表ノ運び
ニ至ラハ御連絡申上ケル筈ニ付島念

八社指導

中外	都	國民	報知	讀賣	日日	朝日	同盟	通話先通話日	受信者名	取扱者印
至自 一五五三 一五六六 一五五三	至自 三三一〇 三五七一 三〇〇九	至自 五五五九 五五五〇	至自 〇〇五五 〇〇五六 〇〇六一	至自 一一一一 一一一〇	至自 〇〇三三 〇〇三三 〇〇一一	至自 〇〇一四 〇〇一三 〇〇一一	至自 二二二二 二二二二 二二二五	11月 9日 10時 4分	川村	壇報
至自 一五五三 一五六六 一五五三	至自 三三一〇 三五七一 三〇〇九	至自 五五五九 五五五〇	至自 〇〇五五 〇〇五六 〇〇六一	至自 一一一一 一一一〇	至自 〇〇三三 〇〇三三 〇〇一一	至自 〇〇一四 〇〇一三 〇〇一一	至自 二二二二 二二二二 二二二五	11月 9日 10時 4分	梶岡	

◎戰時經濟の複雜性に鑑み

官民合同の運用機關設立考慮

— 伍堂商相車中談 —

(小田原電話) 伍堂商相は十日名古屋に開かれる中京財界人との經濟懇談會に出席し兼ねて同日同市に開催の日本厚生協會第二回大會に同協會長として臨席のため九日午後十一時東京驛發西下したが、車中當面の物價對策その他につき左の如く語つた

△最近における客觀情勢の變化によつて物價對策は非常に複雜性を加へて來た、第二次歐洲大戰前の物價對策は周知のやうに國際物價水準を基準としてゐたが、支那事變以來の國際物價と國內物價を比べると國際物價は約一割見當低下したに反し國內物價は約二割強上昇し従つて國際物價水準を目標にした

續くキ

物價政策は完全な低物價政策であつた、然るに第一次歐洲動亂によつて世界的物價高が招來されたので國際物價水準を目標としてゐた我が國の物價政策はその重要な基柱を失つたわけである、従つて中央物價委員會を參謀本部とし「物價統制の大綱」及び「物價統制實施要綱」を土臺としてゐた我が國の物價政策は若干の方向轉換を餘儀なくされるに至り「大綱」及び「實施要綱」も再檢討をしなければならなくなつたから、この點については中央物價委員會に於て鋭意研究中である

△一方、歐洲動亂の影響による國內物價の奔騰を抑へるため應急臨時措置として一般物價停止の處置をなしこれに封しては原價主義による適正價格を設定することとし、着々準備を進めてゐるが

續くケ

輸入原材料品の値上りその他の理由によりコストが上昇してゐるものもあるから適正価格の設定は必ずしも現在価格の引下げとはならず、品物によりては価格の引上げとなるものもあることは豫想される、しかしながら大方針としては勿論低物價を目標としてゆくことは今までと變らない

△米の價格が引上げられたからといつて他の品物の價格も引上げねはならぬといふ理窟は成立たない、それは九・一八の停止價格が各品目相互に釣合つてゐるものではないからで、米が上がりは同比率で他の價格も引上げねはならぬといふことにはならないしかし特殊な賃銀生活者や下級俸給者についてには優遇方法を考慮しなければならぬのでこれに關しては厚生省、大藏省や物價委員會に於て連絡研究してゐる

續くと

△世間には物價の先高を見越して買惜しみなどをする傾向があると聞くが、それは大きな間違ひで今後政府が方針として低物價政策を拋棄するやうなことは絶対にない、買惜しみなどに對しては經濟警察による法的な取締りをする一方、物價協力會議の活動に俟つて官民よく理解して圓滑にゆくやうにしたいと思つてゐる、要するに物價問題に限らず戰時經濟の運用は今後益々複雑困難を加へるべく、これに對しては民間の經驗知識を役所にとり入れる必要があるから官民合同の權威ある戰時經濟運用協議會の如きものを設けるべく腹案を練つてゐる、またこれと聯聯して官吏制度の改革をなし民間經驗者を登用してゆかねばならぬと思つてゐる

△石油問題については鋭意解決案を研究中で近く圓滑に處るものと信ずるが、解決は勿論兩次言の修正覺書の範圍内で行ひ覺書の撤廢をするやうなことは絶対にない、また

地方共販會社の設立をやめるやうなことも
しない、一元的配給統制機構の確立は既定
方針通りでゆく、なほ十月上旬以來の石油
配給の不圓滑は今回の紛擾のためではなく
歐洲動亂による配船の不圓滑のためライジ
ング。サン社の油が入らなくなつたため、
この方はラ社との間に配船その他輸入條件
について折衝が纏つたから今月中旬頃には
入荷する豫定である

圖書課長

事務官

理事官

東京ハ社非公式電話指導ノ案

支那抗日テロ團員ノ内地潛入ニ関スル

記事ハ時局柄ノ不安ヲ醸成スル虞

アルニ付之ヲ新聞紙ニ掲載セザル様

記事編輯上留意相成度

内務省

十一月九日

八社指導

通話先通話日	同盟	朝日	日日	叢書	報知	國民	都	中外
銀座五七 至自二二 一一二二 五一一	丸ノ内二三 至自〇〇 一四三三 一一	丸ノ内二三 至自〇〇 三三二二 一一	京橋五六 至自一一 一一一一 九〇	丸ノ内二三 至自〇〇 五六五五 一一	銀座五七 至自五五 五五五五 九〇	銀座五七 至自三三 一一〇〇 九一	茅場六六 至自一一 五五五五 三一	
月 11 19 日 〇時 50分	月	月	月	月	月	月	月	月
日 後前 時 分	日 後前 時 分	日 後前 時 分	日 後前 時 分	日 後前 時 分	日 後前 時 分	日 後前 時 分	日 後前 時 分	日 後前 時 分
受信者名 七号部	鈴木	多田	田島	藤野	菊山	舟山	坂井	
取扱者印			印					

圖書課長

事務官

理事官

十一月九日

内務省

東京ハ社非公式電話指導ノ案

本日農林省総動員審議会席上ニ於

ケル農林次官ノ應答中米穀專ノ事ヲ

豫測セシムルカ如キ記事ハ時局柄悪影

響アルニ付之ヲ新聞紙ニ掲載セサル

様記多編輯上御留意相成度

八社指導

通話先通話日	同盟	朝日	日日	叢賣	報知	國民	都	中外
銀座五七 至自二二 一一二二 一五五	丸ノ内二三 至自〇〇 一一四三 一一	丸ノ内二三 至自〇〇 三三三二 一一	京橋五六 至自一一 一一一一 九〇	丸ノ内二三 至自〇〇 五五五三 一一	銀座五七 至自五五 五五五〇	銀座五七 至自三三 一一〇九	茅場六六 至自一一 五五五三	
月	月	月	月	月	月	月	月	月
日 後前	日 後前	日 後前	日 後前	日 後前	日 後前	日 後前	日 後前	日 後前
時	時	時	時	時	時	時	時	時
分	分	分	分	分	分	分	分	分
受信者名	福井	福井	山下	園比	笹桶	松白	佐高	
取扱者印								

印

圖書課長

事務官

理事官

十一月九日

内務省

東京八社、大阪三社、愛知、福岡各四社、非式公電話指導案

(十一社、主要団体、情報関係) 電報ノ要否

今次米穀公定價格ノ引上ニ伴フ損失ニ

対スル田家補償^{ラテ測セシムルカ}記事^{如キ}ハ時局柄

要影印音アルニ付之ヲ新聞紙ニ掲載

セザル様記事編輯上留意相成度

福岡() 東京() 古河()

中外	都	國民	報知	叢賣	日日	朝日	同盟	通話	八社指導
至自 一五五三 一五六六 一五五三	至自 三五〇九 三五〇九 三五〇九	至自 五五五九 五五五九 五五五九	至自 〇〇五五 〇〇五五 〇〇五五	至自 一一一〇 一一一〇 一一一〇	至自 〇〇三三 〇〇三三 〇〇三三	至自 〇〇一四 〇〇一四 〇〇一四	至自 二二二五 二二二五 二二二五	至自 二二二五 二二二五 二二二五	通話
月	月	月	月	月	月	月	月	11月	通話
日 後前	日 後前	日 後前	日 後前	日 後前	日 後前	日 後前	日 後前	19日	通話
時 分	時 分	時 分	時 分	時 分	時 分	時 分	時 分	0時50分	通話
坂井	舟向	岡山	藤肥	甲斐	多岐	鈴木	七号部	受信者名	通話
								取扱者印	通話

圖書課長齋藤

十月十日

事務官 野田

陸軍省情報部秋山久佐電沈

圖書官 齋藤

東京(十九社)情報通信社、主要通信社、

大阪三社、愛知及福岡各四社

電話指導案

石渡前藏相、渡文、関、三、八、当分、間

之、新聞紙、掲載、七、廿、八、採、記、事、編、輯

上、帝、在、意、相、成、度

内務省

(參考)

行政、目的、新政、權、樹、立、工、作、の、爲、に
之、を、新、政、の、樹、立、に、關、し、て、新、政、
權、樹、立、に、關、し、て、因、り、

圖書課長 栗村

事務官 田中

理事官



十月十日

内務省

北条川原へ指送案

量表、米忌より贈入せん D C 4 機、周して

八車十の十三百午迄大日本航空合社の子表

表スル勢、右表表後ハ表ノ勢

旨ノ範圍内ニ於テ掲載スルハシテ又ナ

キヨキ来ル十三百午前中ニ量表ノ不掲載

北条川原指送案(控案)ハ
送付(十月十日付)

内務省

方指導等也
新園長等
対し指導相成
度

國務院 長官

十一月十日

內務省

理事官 閣下

内地之於予、洋油石炭等、判断スルニ

理事官



迄、区、係、爲、保、一、可、也、哉



興亞院 鈴木事務官連絡

其支取銀並ニ河北省銀行由ニ於テ、其發生セル

支那人行爲ノ不正事件ニ関シテハ、現地ニ於

テ新聞報道ヲ禁止シ居ル者、其連絡致

候也

224

合 議 局 號 及 受 送 月									主 管 局 號 及 受 付 日 月
第 一 號	第 二 號	第 三 號	第 四 號	第 五 號	第 六 號	第 七 號	第 八 號	第 九 號	
送 受	送 受	送 受	送 受	送 受	送 受	送 受	送 受	送 受	
月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	
<p>檢 査 五 二 年 案</p> <p>年 月 日</p>									<p>案 起</p> <p>昭 和 十 四 年 十 一 月 十 一 日</p>
<p>警 視 廳 特 高 部 長</p> <p>各 廳 府 縣 警 察 部 長</p> <p>宛</p>									<p>局 長</p> <p>圖 書 課 長 兼 羽</p> <p>事 務 官</p> <p>主 任</p>
<p>課 長 名</p>									<p>施 行 十 一 月 十 一 日</p>

丙

秘

宛



日	
第	第
號	號
送受	送受
月 月	月 月
日 日	日 日

國家總動員機密保持ノ為、發表
禁止事項並ニ別表送付、件

今回企畫院ニ於テ關係當局會同別紙、

如キ國家總動員機密保持、為、發表

禁止事項並ニ別表ヲ作成致候ニ付、ハ

取締上御留意相成度及送付候

追而別表ハ「總動員機密取扱」標

示ナキモ同一性質ノモノニ付取扱ニ當

リテハ特ニ御注意相煩度但シ總動員

關係機密文書取扱主任官ニハ移托セズ

貴官ニ於テ取締上ノ参考ニ資セラレ度

圖書課長

十月十二日

事務官

理事官

左記各員中静岡以上八全文電送手配
北海道以下八本文格紙内ヲ除キ電報手配

内務省

東京八社、大阪三社、愛知四社、茨城、京都、岐阜、三重、静岡。北海道、新潟、山梨、滋賀、兵庫、奈良、和歌山、徳島、富山、宮崎各府縣主要日刊社
電話指導案

本年五月十一日附ヲ以テ記事編輯上注意

方申入置候「滿洲昌圖青年義勇隊

訓練所ニ於ケル傷害事件ニ関シテハ近

ク公判開始ノ報十九日公判開始後ト

内務省

虽之ヲ新聞紙ニ掲載セザル様柝務者ヨ
リ重ネテ「申紙」次第ニ有之候ニ付
記事編輯上御注意相成度

內務省

十一月十一日午後四時受

拓務省(本庄)電話

本年五月滿洲國昌圖ニ於テ發生スル青年義

勇隊訓練所ニ於ケル傷害事件ハ明日ヨリ

(被害者三七人)

奉天地方兵院ニ於テ公判開始ノ筈ナリ

公判開始後ト雖モ之ヲ新聞紙ニ掲載セザル

様現地ヲ依頼アリタルニ并可然市面慮

内務省

相成度

尚本件之関之ハ明日課長が内務省へ
出頭詳細開陳ノ筈

手配票

左記各へ下相
 如左の如く
 茨城へ↓
 京都へ↓
 岐阜
 三重
 静岡

香川	廣島	石川	新潟	北海道	宮城	福岡	愛知	大阪	警視廳	電話 先話					
月 日 後前 時 分	月 日 後前 時 分	月 日 後前 時 分	月 日 後前 時 分	月 日 後前 時 分	月 日 後前 時 分	月 日 後前 時 分	月 日 後前 時 分	月 日 後前 時 分	月 日 後前 時 分	通 牒 日 時					
							北川	湊口	中島	受 信 者 氏 名					
							々	々	若根	取 扱 者 印					
各殖民地當該官 各廳府縣警察部長 電報手配		電報手配		貴族院委員課 <small>北村</small>		衆議院速記課 <small>鈴木</small>		拓務省警務課 <small>自五、二二一 至五、二二九</small>		內閣情報部 <small>省內電話 五四〇番</small>		東京都市遞信局 <small>直通電話又ハ 赤坂三六七番</small>		憲兵司令部 <small>警電 一、〇〇五番</small>	
				月 日 後前 時 分	月 日 後前 時 分	月 日 後前 時 分	月 日 後前 時 分	月 日 後前 時 分	月 日 後前 時 分	月 日 後前 時 分	月 日 後前 時 分	月 日 後前 時 分	通 報 日 時	受 信 者 氏 名	取 扱 者 印
11月12日 後6時20分		取扱者印 若根					李在	伊藤	榎	工藤	若根				

極秘

別記

- 一、去ル五月五日端午ノ節句ニ昌圖訓練所ニ於テハ春季運動會ヲ開催シ各種競技ヲ行ヒ得點ニ依リ結局三上第十一中隊ニ優勝旗ヲ授與スルコトトナリタルガ之ガ優勝争ヒニ端ヲ發シ吉川第二十二中隊ニ若干ノ不滿ノ者アリ優勝旗授與式場ニ於テモ吉川中隊訓練生ハ聊カ不滿動搖シタルモ同中隊長ノ訓示ニ依リ一時納得セリ
- 二、其ノ後訓練生ハ平靜ノ如クナリシモ幹部ハ相互ニ連絡ヲ保持シ警戒中ノ處吉川中隊訓練生中三上中隊ヲ寄セ來リ外部ヨリ投石窓硝子ヲ破壊セル者アリ
- 三、此ノ事ニヨリ三上中隊訓練生ハ激昂シ吉川中隊ヲ逆襲スベク計畫シタルモ所長代理以下本部竝ニ中隊幹部ノ制止ニヨリ未前ニ防ギ得タルモ鉾先ヲ本部ニ向ケ本部ノ窓硝子ヲ破壊シ首謀者ト目サルル者ハ所長代理ニ面會シ吉川中隊襲撃事件ノ處置ヲ要求シ吉川中隊ヲ分駐セシムルガ三上中隊ヲ分駐セシメラレ度旨主張シタルモ所長代理ハ自己一存ニ

テ之ガ解決ハ不可能ナリヨク本社ト打合セ善處スル旨ヲ約シ懇々ト諭シタル結果訓練生モ其ノ非ヲ謝シ引上ゲタリ

四 五月七日早朝所長代理ハ本件ニ對スル處置ニ關シ滿拓本社ニ出頭セリ

五 五月八日一旦鎮靜ニ歸シタル三上中隊訓練生ハ一部不良ナル主謀者ノ煽動ニ依リ再度群衆心理的動搖ヲ起シ中隊宿舍裏廣場ニ集合シ當夜三上中隊ガ衛兵勤務ナリシヲ倅ヒトシ銃器六挺ヲ取出シ七日衛兵所ノ彈藥庫ヨリ取出シタル彈丸ヲ以テ吉川中隊ヲ襲撃セリ

外部ヨリ窓硝子目掛ケ石塊ヲ投入シタルニヨリ訓練生宿舍ニ就寢中ノ吉川中隊長ハ訓練生一同ヲ呼び起シ無抵抗主義ヲ諭シ土間ニ伏サシメ自己ノ危險ヲ冒シテ窓際ニ立上リ三上中隊ヲ靜止シタルモ聞カズ吉川中隊長ヲ目掛ケテ發砲セル者アリシガ幸ヒ難ヲ免カレタリ

此ノ際三上中隊訓練生ノ發砲ニヨリ吉川中隊ニ二名ノ即死者ヲ出セリ而モ南方入口ヨリ放火セラレタルヲ發見セル吉川中隊長ハ萬已ムヲ得

ズ防戦ヲ命令セリ爲ニ三上中隊ニ傷死一名、重傷三名ヲ出セリ

六、事件勃發スルヤ本部附幹部現場ニ急行シ靜止ニ努メタル結果約四十分位ニテ拾收シ鎮靜ニ歸シタリ

七、其ノ後事件勃發當時缺員中ナリシ所長ヲ任命スルト共ニ第十一、第十二兩中隊幹部ノ入替ヲ行ヒ銳意之ガ肅正ニ努メタル結果兩中隊共平靜ニ歸シ平常通眞剣ニ訓練中ナリ

圖書課長

事務官

理事官

内務省

本件ハ本年十月六日主要日刊社指導事奉取
 第廿二號ニ依リ北海道庁ニ於テハ札幌
 信局ト連絡シ上ノ新聞紙ニ於テ掲載ノ厚
 アル場合ハ適宜指導ヲ為ス等ニ依リ掲載セ
 ヲカニ採摺至方北海道庁一指示可也

逓信者管理局現業調査課長依頼

札幌逓信局従業員(電信関係)約七八十
 名が賃金値上ニ要求(口頭)ヲ為シツツア
 リ新聞紙ニ掲載セザル採御手配ヲ乞フ

右六四。

北海道庁(主幹)電話簿

八社指導

通話先通話日時	同盟	朝日	日日	勸業	報知	國民	都	中外
銀座五七 至自二二 一一二二 二二五	丸ノ内二三 至自〇〇 一一四三 一一	丸ノ内二三 至自〇〇 三三三三 一一	京橋五六 至自一一 一一九〇	丸ノ内二三 至自〇〇 五五六一	銀座五七 至自五五 五五九〇	銀座五七 至自三三 一一〇九	茅場六六 至自一一 五五三一	
月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分
受信者名	植	宮田	松村	松城	松城			
取扱者印			松					

一部出

204

圖書課長 赤羽

事務官

理事官

十月十二日

内務省

(情報通信社、主要の通信社)

東京十九社、大阪三社、愛知及福岡各四社

一、電話指導案

貿易省設置問題、関スル外務省在

外公館員ノ勤向ニ関シテハ之ヲ新聞

紙ニ掲載セザル様記事編輯上御注

意相成度

内
務
省

205

圖書課長

事務官

理事官

十月十五日

東京十九社、大阪三社、愛知及福岡各四社電話
指導案（他各縣ニ対シテハ参考通報）

汪精衛一派ノ要人國佛海ハ本日新聞記者團ト

會見スル者ナルガ今回ニ限リ其ノ會見ノ内容、日

時及場所ハ明十六日發行ノ新聞紙ヨリ記事掲

載差支無之

